

火災対策編

火災対策編

第1部 林野火災対策..... 火災-1

第1章 災害予防.....	火災-1
第1節 林野火災に強い地域づくり.....	火災-1
第2節 林野火災防止のための情報の充実.....	火災-2
第3節 情報の収集・連絡体制の整備.....	火災-2
第4節 通信手段の確保.....	火災-2
第5節 職員の応急活動体制の整備.....	火災-3
第6節 防災関係機関の連携体制の整備.....	火災-3
第7節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備.....	火災-3
第8節 緊急輸送活動体制の整備.....	火災-3
第9節 避難の受入体制の整備.....	火災-3
第10節 広報・広聴体制の整備.....	火災-4
第11節 防災訓練の実施.....	火災-4
第12節 防災思想の普及.....	火災-4
第13節 住民の防災活動の環境整備.....	火災-5
第2章 災害応急対策.....	火災-6
第1節 災害情報の収集・連絡.....	火災-6
第2節 通信手段の確保.....	火災-7
第3節 災害対策本部の設置.....	火災-7
第4節 災害対策本部の組織.....	火災-7
第5節 職員の非常参集.....	火災-7
第6節 広域応援の要請等.....	火災-7
第7節 自衛隊への災害派遣要請.....	火災-7
第8節 救助・救急活動.....	火災-7
第9節 医療活動.....	火災-7
第10節 消火活動.....	火災-8
第11節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針.....	火災-9
第12節 交通の確保.....	火災-9
第13節 避難の受入活動.....	火災-9
第14節 施設、設備の応急復旧活動.....	火災-9
第15節 広報・広聴活動.....	火災-9
第16節 二次災害の防止活動.....	火災-9
第17節 その他の災害応急対策等.....	火災-9
第3章 災害復旧.....	火災-10
第1節 災害復旧.....	火災-10

第1部 林野火災対策

第1章 災害予防

本市においては、北部に足尾山地、南部には丘陵が点在しており、林野の面積が多くを占めている。今後、利用者が増加するとともにハイカーその他の者によるタバコ、焚火等の不始末等による林野火災の発生が危惧される。

林野火災は建物火災と異なり、交通、水利の便も悪く、発見、通報が遅れがちで急速な延焼拡大のおそれがある実態から、林野火災予防思想の普及徹底等、林野火災予防の徹底を図る。

第1節 林野火災に強い地域づくり

《防災危機管理課》

1 総合的事業計画の作成

- (1) 市は、共同で県(消防保安課、林政課)と協議して、「林野火災特別地域」を決定するものとする。
- (2) 市は、県(消防保安課、林政課)と協議して、当該地域の特性に配慮した林野火災対策に係る総合的な事業計画として「林野火災特別地域対策事業計画」を作成し、その推進を図るものとする。

2 監視パトロール等の強化

市は、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災多発時期における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行うものとする。

第2節 林野火災防止のための情報の充実

《防災危機管理課》

1 火災に係る気象情報の充実

前橋地方気象台は、大規模な火事災害を防止するため、気象の実況の把握に努め、災害防止のための情報の充実と適時・的確な情報発表に努めるものとする。

2 火災気象通報

- (1) 前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき当該状況を県(危機管理課)に通報するものとする。
- (2) 県(危機管理課)は、(1)の通報を受けたときは、消防法第22条第2項の規定に基づき、直ちにこれを市及び桐生市消防本部に通報するものとする。

3 火災警報

桐生市消防本部は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき、火災に関する警報として「火災警報」を発表するものとする。

4 林野火災注意報

桐生市消防本部は、11月から5月の期間において、以下のいずれかの条件に該当する場合は、屋外での火の使用中止を促す林野火災注意報を発令するものとする。ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、この限りでない。

- (1) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下
- (2) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下、かつ、乾燥注意報が発表

5 林野火災警報

桐生市消防本部は、11月から5月の期間において、上記林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合は、屋外での火の使用を制限する林野火災警報を発令するものとする。

第3節 情報の収集・連絡体制の整備

風水害・雪害対策編第1部第2章第4節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。

第4節 通信手段の確保

風水害・雪害対策編第1部第2章第5節「通信手段の確保」に準ずる。

第5節 職員の応急活動体制の整備

風水害・雪害対策編第1部第2章第6節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。

第6節 防災関係機関の連携体制の整備

風水害・雪害対策編第1部第2章第7節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。

第7節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

《防災危機管理課、健康づくり局》

1 救助・救急活動体制の整備

消防機関は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努め、市はそれを支援するものとする。

2 医療活動体制の整備

- (1) 公的医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努め、市はそれを支援するものとする。
- (2) 消防機関と医療機関は、広域災害救急医療情報システム（E M I S）及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。

3 消火活動体制の整備

- (1) 桐生市消防本部は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努め、市はそれを支援するものとする。
- (2) 市は、平常時から消防機関及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。
- (3) 桐生市消防本部は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努め、市はそれを支援するものとする。

第8節 緊急輸送活動体制の整備

風水害・雪害対策編第1部第2章第10節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。

第9節 避難の受入体制の整備

風水害・雪害対策編第1部第2章第1節「避難誘導體制の整備」及び同章第11節「避難の受入体制の整備」に準ずる。

第10節 広報・広聴体制の整備

風水害・雪害対策編第1部第2章第13節「広報・広聴体制の整備」に準ずる。

第11節 防災訓練の実施

《防災危機管理課》

1 防災訓練の実施

- (1) 消防機関は、様々な状況を想定し、広域応援も想定した、より実践的な消火等の訓練を実施するものとする。
- (2) 訓練は、消防機関、市、警察機関、県(危機管理課、消防保安課)、自衛隊、林業関係機関、地域住民等が相互に連携して実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 訓練を行うに当たっては、林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練にも努めるものとする。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第12節 防災思想の普及

《防災危機管理課》

1 防災知識の普及

- (1) 市及び消防機関は、全国火災予防運動等を通じ、住民に対し、大規模な火事の危険性を周知させるとともに、災害時にとるべき行動、指定避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図るものとする。具体的には以下に示すような方法で普及徹底を図る。
 - ア 広報車、広報紙等
 - イ 春秋の火災予防運動の実施
 - ウ 消防団による年末警戒及び防火広報の実施
 - エ その他防火思想の普及に必要な事項の実施
- (2) 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

第13節 住民の防災活動の環境整備

《防災危機管理課》

1 消防団の育成

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。

2 自主防災活動の育成・助長

林野火災の予防活動については、地域住民や林業関係者等の協力が不可欠であるので、市は、住民や事業所等の自主防災活動を育成・助長するものとする。

第2章 災害応急対策

大規模な林野火災時における応急対策は、本節の定めるところによるものとする。

第1節 災害情報の収集・連絡

《防災危機管理課》

1 災害情報の収集・連絡

- (1) 市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに桐生行政県税事務所(同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県消防保安課)に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡するものとする。
- (2) 桐生行政県税事務所又は県消防保安課への連絡は、「火災・災害等即報要領」第1号様式(火災)による。

〈関係資料〉

資料編 3-1 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

第2節 通信手段の確保

風水害・雪害対策編第2部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる。

第3節 災害対策本部の設置

風水害・雪害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の設置」に準ずる。

第4節 災害対策本部の組織

風水害・雪害対策編第2部第3章第2節「災害対策本部の組織」に準ずる。

第5節 職員の非常参集

風水害・雪害対策編第2部第3章第5節「職員の非常参集」に準ずる。

第6節 広域応援の要請等

風水害・雪害対策編第2部第3章第6節「広域応援の要請等」に準ずる。

第7節 自衛隊への災害派遣要請

《防災危機管理課》

市長は、消防機関等のみでは消火が困難と認めたときは、火災状況を勘案のうえ、自衛隊の派遣要請を県に依頼するものとする。

なお、自衛隊の派遣要請は、風水害・雪害対策編第2部第3章第7節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。

第8節 救助・救急活動

風水害・雪害対策編第2部第5章第1節「救助・救急活動」に準ずる。

第9節 医療活動

風水害・雪害対策編第2部第5章第2節「医療活動」に準ずる。

第10節 消火活動

《消防団・消防機関》

1 被災地域内の消防機関等による消火活動

(1) 住民及び自主防災組織による消火活動

住民及び自主防災組織は、火災の拡大を防ぐため、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力するものとする。

(2) 消防機関による消火活動

ア 消防機関は、林野火災防御図の活用等を図りつつ、効果的な消火活動を実施するものとする。

イ 消防機関は、管内の消防力では対応できないと判断したときは、時期を失することなく近隣の消防機関に応援を要請し、又は県(消防保安課)に対し防災ヘリコプターによる空中消火を要請するなど、早期消火に努めるものとする。

2 消防本部の措置

(1) 関係機関への通報

消防長は、市の区域内に林野火災が発生した場合は、速やかに県(消防保安課)及び桐生森林事務所に火災状況の通報を行うものとする。

(2) 他の消防機関への応援要請

消防長は、当該消防職・団員のみでは消火が困難と判断したときは、火災状況を勘案したうえで、風水害・雪害対策編第2部第3章第6節「広域応援の要請等」の定めるところにより、他の消防機関への応援の要請を行うものとする。

(3) 防御活動等の措置

消防長は、消火活動に当たっては、次の事項を十分検討して最善の措置をとるものとする。

なお、林野火災はその発生場所、風向及び地形等の現地の状況によって延焼方向などが常に変化するため、隊員の安全を最優先として現場の状況に即した臨機応変の措置をとるものとする。

- ア 出動部隊の出動順路と防御担当区域
- イ 携行する消火資機材及びその他の器具
- ウ 指揮命令及び連絡方法並びに通信の確保
- エ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- オ 応急防火線の設定
- カ ヘリポートの設定
- キ その他必要事項

3 消火資機材の整備

市及び消防本部は、林野火災の防御に必要な資機材の備蓄整備に努めるものとする。

(1) 空中消火に必要な資機材(県管理)

空中消火に必要な資機材は、県が所有しており、県内8の消防本部に分散配置している。

(2) 地上消火に必要な資機材(消防本部保有)

第11節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

風水害・雪害対策編第2部第6章第1節「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。

第12節 交通の確保

風水害・雪害対策編第2部第6章第2節「交通の確保」に準ずる。

第13節 避難の受入活動

風水害・雪害対策編第2部第1章第3節「避難誘導」及び同部第7章第1節「指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営」に準ずる。

第14節 施設、設備の応急復旧活動

風水害・雪害対策編第2部第12章「施設、設備の応急復旧活動」に準ずる。

第15節 広報・広聴活動

風水害・雪害対策編第2部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずる。

第16節 二次災害の防止活動

林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがある。

このため、土砂災害防止事業実施機関及び市は、降雨等による二次的な土砂災害等の防止施策として、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとする。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

第17節 その他の災害応急対策等

風水害・雪害対策編第2部第14章「要配慮者対策」及び同部第15章「その他の災害応急対策」に準ずる。

第3章 災害復旧

第1節 災害復旧

《関係各部》

1 迅速かつ円滑な災害復旧の実施

公共施設の管理者は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うものとする。

2 林野火災跡地の復旧

森林所有者は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を指導・実施するものとする。